



目次	ページ
規則	
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（2件）	1
告示	
○県統計調査の実施（7件）	（統計分析課） 6
○保安林の解除	（治山林道課） 8
○宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定	（住宅課） 8
公告	
○第42期高知県労働委員会委員候補者推薦要領	（雇用労働政策課） 8
落札公告	
○落札者等の公告	（土木政策課） 8

規 則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月13日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第42号
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。
第1条中「以下同じ」を「第4条第1項において同じ」に、「入居する」を「入所する」に、「をいう。）」を「をいう。同様において同じ。）」に改める。
第2条を次のように改める。
（扶養義務者）
第2条 この規則において「扶養義務者」とは、本人の配偶者及び扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）のうち本人の属する世帯において家計を主宰する者をいう。
第4条第1項を次のように改める。

徴収額は、法第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設に入所させるものに限る。）及び同条第2項に規定する措置にあっては別表第1の各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分に、法第22条第1項の規定による助産の実施、法第23条第1項本文の規定による母子保護の実施及び法第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設に入所させるものを除く。）並びに法第33条の6第1項の規定による児童自立生活援助の実施にあっては別表第2の各月初日の措置児童等（助産施設にあっては法第22条第1項に規定する妊産婦と、母子生活支援施設にあっては法第23条第1項に規定する保護者及び児童とする。同表において同じ。）の属する世帯の階層区分及び施設種別に従い、それぞれ別表第1及び別表第2に定める額とする。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
障害児入所施設徴収額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定義	徴収額（月額）	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみで、所得割の額のないもの	4,500円	
D1階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額が右の区分に該当するも	1円以上 12,000円以下	6,600円
D2階層		12,001円から 30,000円まで	9,000円
D3階層		30,001円から 60,000円まで	13,500円
D4階層		60,001円から 96,000円まで	18,700円
D5階層		96,001円から	29,000円

階層	の	189,000円まで	
D 6階層		189,001円から 277,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が41,200円を超える場合は、41,200円）
D 7階層		277,001円から 348,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が54,200円を超える場合は、54,200円）
D 8階層		348,001円から 465,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が68,700円を超える場合は、68,700円）
D 9階層		465,001円から 594,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が85,000円を超える場合は、85,000円）
D10階層		594,001円から 716,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が102,900円を超える場合は、102,900円）
D11階層		716,001円から 864,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が122,500円を超える場合は、122,500円）
D12階層		864,001円から 1,056,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が143,800円を超える場合は、143,800円）

D13階層		1,056,001円から 1,238,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が166,600円を超える場合は、166,600円）
D14階層		1,238,001円から 1,439,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が191,200円を超える場合は、191,200円）
D15階層		1,439,001円以上	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収）

備考 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとし、同法第328条の規定により課される所得割の額を除く。）をいい、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があった場合には、そのことを考慮するものとする。

2 所得割の額を計算する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この表において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

3 この表において「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入院させる場合に限る。）をいう。

4 徴収額の決定が4月1日から6月30日までの間に行われる場合には、この表において「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層である場合において、次のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、徴収額は、零とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。）

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定

する配偶者のない者のうち、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児及び障害者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所支援の受給者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の受給者並びに同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。）で在宅するものの属する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯（措置児童等の保護者からの申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者を有する世帯その他の特に困窮していると知事が認めた世帯をいう。）

6 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が次のいずれかに該当するときは、当該扶養義務者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、当該扶養義務者の前年の所得（同法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額をいい、徴収額の決定が1月1日から6月30日までの間に行われる場合にあつては、前々年の所得とする。以下この表において同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定により市町村民税が非課税となる額に相当する金額以下である場合には、当該措置児童等の属する世帯を市町村民税の非課税世帯として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所

得が所得税法（昭和40年法律第33号）第86条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である子を除く。）をいう。（3）において同じ。）を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

(2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

7 備考6の規定により寡婦又は寡夫とみなされる者であって、市町村民税の非課税世帯として取り扱われる者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、備考6(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円を、備考6(2)に該当する者にあつては30万円をそれぞれ控除するものとする。

8 この表の規定により算定した額がその月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額を超える場合には、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該支弁額とする。

9 同一世帯に属する2人以上の措置児童等が入所又は入院をさせられている場合においては、この表の規定にかかわらず、その月における徴収額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等に係る徴収額は、その階層区分に係る同表の規定による徴収額（備考8の規定により徴収額を算定した場合にあつては、その額）に0.1を乗じて得た額とする。

別表第2（第4条関係）
児童入所施設等徴収額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、通所施設及び自立援助ホーム	
階層区分	定義	徴収額（月額）	徴収額（月額）	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200円	1,100円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみで、所得割の額のないもの	4,500円	2,200円	
D1階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の所得	1円以上 9,000円以下	6,600円	3,300円
D2階層		9,001円から 27,000円まで	9,000円	4,500円
D3階層		27,001円から 57,000円まで	13,500円	6,700円
D4階層		57,001円から 93,000円まで	18,700円	9,300円
D5階層		93,001円から	29,000円	14,500円

階層	割の額が右の区分に該当するもの	177,300円まで		
D6階層		177,301円から 258,100円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が41,200円を超える場合は、41,200円）	20,600円
D7階層		258,101円から 348,100円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が54,200円を超える場合は、54,200円）	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が27,100円を超える場合は、27,100円）
D8階層		348,101円から 456,100円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が68,700円を超える場合は、68,700円）	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が34,300円を超える場合は、34,300円）
D9階層		456,101円から 583,200円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が85,000円を超える場合は、	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が42,500円を超える場合は、

		85,000円)	42,500円)
D10階層	583,201円から 704,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が102,900円を超える場合は、102,900円)	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が51,400円を超える場合は、51,400円)
D11階層	704,001円から 852,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が122,500円を超える場合は、122,500円)	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が61,200円を超える場合は、61,200円)
D12階層	852,001円から 1,044,000円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が143,800円を超える場合は、143,800円)	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が71,900円を超える場合は、71,900円)
D13階層	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が

		166,600円を超える場合は、166,600円)	83,300円を超える場合は、83,300円)
D14階層	1,225,501円から 1,426,500円まで	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が191,200円を超える場合は、191,200円)	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、当該支弁額が95,600円を超える場合は、95,600円)
D15階層	1,426,501円以上	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収)	その月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収)

備考 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額を、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割の額（当該所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7第1項及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとし、同法第328条の規定により課される所得割の額を除く。）をいい、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があった場合には、そのことを考慮するものとする。

2 所得割の額を計算する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

3 この表において、「入所施設」とは助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親を、「通所施設」とは児童心理治療施設

通所部及び児童自立支援施設通所部をいう。

4 徴収額の決定が4月1日から6月30日までの間に行われる場合には、この表に定める「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層である場合において、次のいずれかに該当するときは、この表の規定にかかわらず、徴収額は、零とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいい、自立援助ホームに入所する満二十歳未満義務教育終了児童等は、単身世帯とみなす。）

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者のうち、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3) 在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯（次に掲げる障害児又は障害者（社会福祉施設に措置された障害児及び障害者、法第24条の2第1項に規定する障害児入所支援の受給者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の受給者並びに同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。）で在宅するものの属する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯（措置児童等の保護者からの申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者を有する世帯その他の特に困窮していると知事が認めた世帯をいう。）

6 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が次のいずれかに該当するときは、当該扶養義務者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、当該扶養義務者の前年の所得（同法第

292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額をいい、徴収額の決定が1月1日から6月30日までの間に行われる場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定により市町村民税が非課税となる額に相当する金額以下である場合には、当該措置児童等の属する世帯を市町村民税の非課税世帯として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する金額以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である子を除く。))をいう。(3)において同じ。)を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものうち、その者と生計を一にする子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

7 備考6の規定により寡婦又は寡夫とみなされる者であって、市町村民税の非課税世帯として取り扱われる者以外のものについては、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、備考6(1)又は(3)に該当する者にあつては26万円を、備考6(2)に該当する者にあつては30万円をそれぞれ控除するものとする。

8 この表の規定により算定した額がその月における当該措置児童等に係る措置費等の支弁額を超える場合には、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該支弁額とする。

9 同一世帯に属する2人以上の措置児童等が入所又は通所をさせられている場合においては、この表の規定にかかわらず、その月における徴収額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等に係る徴収額は、その階層区分及び施設種別に係る同表の規定による徴収額(備考8の規定により徴収額を算定した場合にあっては、その額)に0.1を乗じて得た額とする。

10 備考9の規定にかかわらず、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第21条の5の3第1項の規定による障

害児通所給付費又は法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費を支給されている場合における当該措置児童等の属する世帯に係る徴収額については、次の算式より算出した額とし、当該算出した額が当該月の利用者負担額(法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療、法第24条の7第1項の食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担額(実際に利用者負担として支払った額が当該額を下回る場合にあっては、当該支払った額)をいう。以下同じ。)を上回る場合にあっては当該利用者負担額との差額に相当する額を徴収額とし、当該利用者負担額と同額又は当該利用者負担額を下回る場合にあっては徴収額は零とする。ただし、当該世帯における徴収額が全額徴収又は日割りであること若しくは通所施設に係る徴収額(法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費又は法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費を支給されている措置児童等に係る徴収額にあっては、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」(平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)等による徴収額とする。)であるときは、当該世帯に係る当該徴収額の合算額を当該算出した額とする。

1人の措置児童等の入所施設に係る徴収額+1人の措置児童等の入所施設に係る徴収額×0.1×(当該世帯に属する措置児童等で入所施設に入所しているもの的人数-1)

11 法第22条第2項に規定する助産の実施(以下「助産の実施」という。)は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。

(1) その妊産婦の属する世帯の階層区分がD1階層からD15階層までのいずれかであるとき。ただし、その階層区分がD1階層又はD2階層で市町村民税の所得割の額が19,000円以下であつて、真にやむを得ない特別の理由があると知事が認めたとときを除く。

(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除き、当該妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(当該社会保険において産科医療補償制度の掛金相当額として加算されて給付される額を除く。以下「出産一時金」という。)が404,000円以上であるとき。

12 助産の実施がされた妊産婦に係る徴収額については、この表に定める「徴収額(月額)」とあるのは、「当該

妊産婦が助産施設に入所した日から助産施設を退所した日又は助産の実施を解除された日までの期間に係る徴収額」とする。

13 助産の実施がされた妊産婦に係る徴収額については、この表の規定にかかわらず、当該妊産婦が給付を受ける出産一時金の額に、当該妊産婦の属する世帯の階層区分がB階層である場合にあっては20パーセントを、C階層である場合にあっては30パーセントを、D1階層又はD2階層で市町村民税の所得割の額が19,000円以下である場合にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額を同表の規定による徴収額に加えるものとする。

14 この表の規定にかかわらず、乳児院における短期入所措置に係る徴収額については、次のとおりとする。

(1) 措置児童等の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層であるときは、零

(2) 措置児童等の属する世帯の階層区分がC階層又はD1階層からD4階層までのいずれかであつて、当該年度分の地方税の額(地方税法第1条第1項第4号に規定する地方税の額をいう。(3)において同じ。))が81,000円以下であるときは、1,000円に入所措置日数を乗じて得た額

(3) 措置児童等の属する世帯の階層区分がD3階層からD14階層までのいずれかであつて、当該年度分の地方税の額が81,001円以上であるときは、2,000円に入所措置日数を乗じて得た額

(4) 措置児童等の属する世帯の階層区分がD15階層であるときは、当該措置児童等に係る措置費等の支弁額(全額徴収)

15 ファミリーホーム若しくは里親に委託されている措置児童等又は児童養護施設若しくは母子生活支援施設に入所している措置児童等が通所施設に通所をする場合においては、この表の規定にかかわらず、当該通所に係る徴収額は、零とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第1条、第2条、第4条第1項及び別表第1の規定は令和元年6月1日から、改正後の規則別表第2の規定は同年7月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 改正後の規則の規定は、前項に規定する改正後の規則の規定のそれぞれの適用の日（次項において「適用日」という。）以後に新たに入所若しくは入院又は通所の措置が行われた者に係る徴収額について適用し、同日前に入所若しくは入院又は通所の措置が行われた者に係る徴収額については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、それぞれの適用日前から引き続き入所若しくは入院又は通所の措置が行われている者であって、改正後の規則の規定を適用することとした場合に徴収額が増加することとなる者に係る徴収額については、この規則による改正前の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の規定により算定した額とする。
- 5 前項の規定の適用を受ける者のうち、徴収額の決定が令和元年7月1日以降に行われること等に伴い、徴収額が増加することとなる者については、その増加する月の翌月以降の徴収額については、同項の規定にかかわらず、改正後の規則の規定により算定した額とする。

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第43号

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。
別表第1備考に次のように加える。

- 10 措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間（措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層である場合にあつては、当該措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前までの間を含む。）にあるものである場合においては、この表の規定にかかわらず、徴収額は、当該措置児童等に係る措置費のうち実

費負担に相当する部分の額とする。ただし、この表の規定により算定した額を限度とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、令和元年10月1日から適用する。

告 示

高知県告示第571号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
令和2年家畜頭羽数調査（乳用牛調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（乳用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
乳用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装置
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - オ 飼養管理方式
 - カ 搾乳方式
 - キ 牛の県外からの導入状況
 - ク 頭数内訳
 - ケ 自給飼料関係
 - (2) その基準となる期日
令和2年2月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
59戸
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
職員による調査

7 報告を求める期間
令和2年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第572号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和元年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査の名称
令和2年家畜頭羽数調査（肉用牛調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（肉用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
肉用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
 - イ 畜舎の構造、棟数及び面積
 - ウ 糞尿処理設備及び機械装置
 - エ 堆肥の生産量及び利用方法
 - オ 経営形態
 - カ 飼養管理方式
 - キ 牛の県外からの導入状況
 - ク 頭数内訳
 - ケ 自給飼料関係
 - (2) その基準となる期日
令和2年2月1日
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
161戸
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法

職員による調査
7 報告をを求める期間 令和2年1月上旬から同年2月21日まで
高知県告示第573号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和元年12月13日 高知県知事 濱田 省司
1 調査の名称 令和2年家畜頭羽数調査（豚調査）
2 調査の目的 本県における家畜（豚）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
3 調査対象の範囲
(1) 地域 県内全域
(2) 単位 戸
(3) 属性 豚飼養農家
4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
イ 畜舎の構造、棟数及び面積
ウ 糞尿処理設備及び機械装置
エ 堆肥の生産量及び利用方法
オ 経営形態
カ 豚の県外からの導入状況
キ 頭数内訳
(2) その基準となる期日 令和2年2月1日
5 報告を求める者
(1) 数 17戸
(2) 選定方法 全数
6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織 県が市町村担当者を経由して報告を求める。
(2) 調査方法 職員による調査
7 報告を求める期間 令和2年1月上旬から同年2月21日まで
高知県告示第574号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成

21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和元年12月13日 高知県知事 濱田 省司
1 調査の名称 令和2年家畜頭羽数調査（鶏調査）
2 調査の目的 本県における家畜（鶏）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
3 調査対象の範囲
(1) 地域 県内全域
(2) 単位 戸
(3) 属性 鶏飼養農家
4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
イ 畜舎の構造、棟数及び面積
ウ 糞尿処理設備及び機械装置
エ 堆肥の生産量及び利用方法
オ 飼養管理方式
カ 鶏舎形態
キ ヒナの県外からの導入状況
ク 羽数内訳
(2) その基準となる期日 令和2年2月1日
5 報告を求める者
(1) 数 127戸
(2) 選定方法 全数
6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織 県が市町村担当者を経由して報告を求める。
(2) 調査方法 職員による調査
7 報告を求める期間 令和2年1月上旬から同年2月21日まで
高知県告示第575号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和元年12月13日 高知県知事 濱田 省司
1 調査の名称

令和2年家畜頭羽数調査（馬調査）
2 調査の目的 本県における家畜（馬）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
3 調査対象の範囲
(1) 地域 県内全域
(2) 単位 戸
(3) 属性 馬飼養農家
4 報告を求める事項及びその基準となる期日
(1) 報告を求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
イ 施設の構造、棟数及び面積
ウ 飼育目的
エ 頭数内訳
(2) その基準となる期日 令和2年2月1日
5 報告を求める者
(1) 数 11戸
(2) 選定方法 全数
6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織 県が市町村担当者を経由して報告を求める。
(2) 調査方法 職員による調査
7 報告を求める期間 令和2年1月上旬から同年2月21日まで
高知県告示第576号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 令和元年12月13日 高知県知事 濱田 省司
1 調査の名称 令和2年家畜頭羽数調査（めん羊・山羊調査）
2 調査の目的 本県における家畜（めん羊・山羊）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
3 調査対象の範囲
(1) 地域 県内全域
(2) 単位

戸

(3) 属性
めん羊・山羊飼養農家

4 報告をを求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告をを求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
イ 飼育目的
ウ 頭数内訳

(2) その基準となる期日
令和2年2月1日

5 報告をを求める者

(1) 数
12戸

(2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
職員による調査

7 報告を求める期間
令和2年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第577号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和元年12月13日
高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称
令和2年家畜頭羽数調査（その他の家畜調査）

2 調査の目的
本県における家畜（その他の家畜）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位
戸

(3) 属性
その他の家畜飼養農家

4 報告をを求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告をを求める事項
ア 家畜の種類
イ 家畜ごとの飼養者の戸数
ウ 家畜ごとの頭羽数
エ 家畜ごとの主な品種

(2) その基準となる期日
令和2年2月1日

5 報告をを求める者

(1) 数
14戸

(2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が市町村担当者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
職員による調査

7 報告を求める期間
令和2年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第578号
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和元年12月13日
高知県知事 濱田 省司

1 解除に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町長澤字アド102の7

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第579号
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者（以下「交付希望者」という。）が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。
令和元年12月13日
高知県知事 濱田 省司

1 公益社団法人全日本不動産協会が法第22条の2第2項に規定する講習として実施する講習

2 交付希望者がやむを得ない事情により昭和56年7月高知県告示第372号（宅地建物取引主任者証の交付希望者が受講しなければならない講習の指定）で指定した講習（同告示の1の講習に限る。）及び1の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第22条の2第2項の規定により指定した講習で、高知県知事が特に認めたもの

公 告

高知県労働委員会の第42期委員を任命したいので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある労働組合又は使用者団体は、次の要領により、それぞれ労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦してください。
令和元年12月13日
高知県知事 濱田 省司

高知県知事 濱田 省司
第42期高知県労働委員会委員候補者推薦要領

1 候補者を推薦する者の資格

(1) 労働者委員の候補者を推薦する者の資格
本県の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合することを高知県労働委員会に証拠を提出して立証したものであること。

(2) 使用者委員の候補者を推薦する者の資格
本県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。

2 候補者資格
特別の資格条件を要しない。ただし、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

3 委員の定数及び任期
委員の定数は労働者委員及び使用者委員各5人で、委員の任期は2年とする。

4 推薦手続

(1) 推薦資格のある労働組合は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する高知県労働委員会の組合資格審査決定書の写しを添えて推薦すること。

(2) 推薦資格のある使用者団体は、県所定の推薦書にその推薦資格を立証する定款又は規約等を添えて推薦すること。

5 推薦締切日
令和2年1月20日（月）

6 推薦書の提出先
高知県商工労働部雇用労働政策課

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
令和元年12月13日
高知県知事 濱田 省司

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

- | | |
|---------------------------------------------------------|--|
| デスクトップパソコン一式 275組 | |
| 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号 | |
| 3 落札者を決定した日
令和元年10月31日 | |
| 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号 | |
| 5 落札金額
月額 1,159,400円 | |
| 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札 | |
| 7 政令第6条の公告をした日
令和元年9月20日 | |